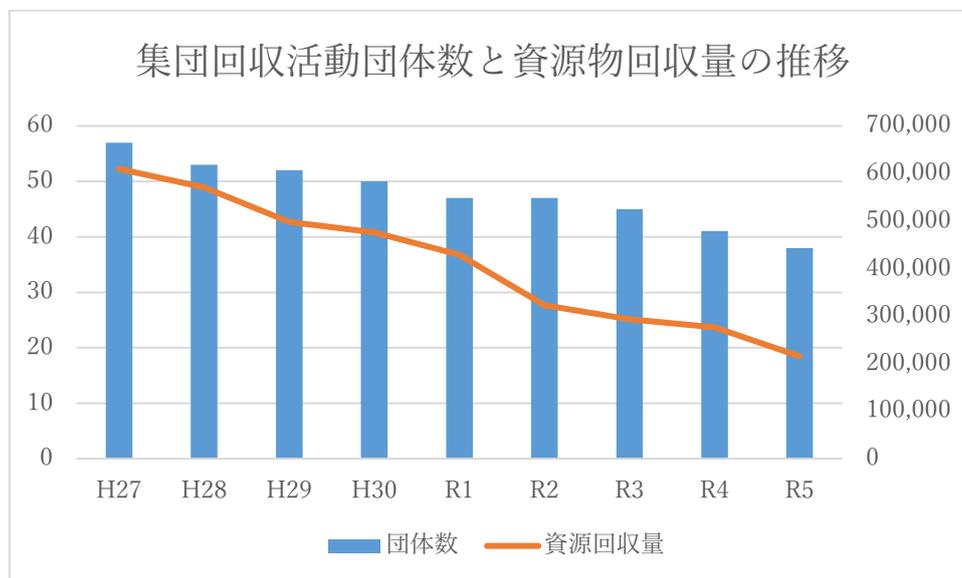


亀山市資源物集団回収活動報奨金等交付制度の見直しについて

〔主旨〕

亀山市の現行制度は、平成25年度に制度見直し以来、大きな制度見直しを行うことなく、現在に至っております。当時の見直しは、限られた予算の中、制度を持続させていくためセンターへの搬入量を増やし、資源の有効活用に寄与することを目的としておりました。

しかしながら、見直し当初は団体も増加し資源回収量も増加いたしました。平成27年度から団体数と資源回収量ともに減少傾向となっており、また、市の財政状況をからも支出の削減を求められているなか、制度を持続させていくため見直しを行うものです。



	団体数	資源物回収量
平成27年度	57 団体	609,681 kg
令和5年度	38 団体	215,397 kg

(平成25年度の見直し内容)

- ・ 報奨金単価の見直し：5円/kg → 4円/kg
- ・ 資源回収物品目の追加：
紙類、布類、金属類、びん類等に加え、ペットボトル、ペットボトルキャップ、白色トレイ、飲料缶の明記
廃食油、使用済小型家電の試行追加
- ・ センター搬入加算金の増設
- ・ 前年度対比加算金の増設

〔対象品目及び単価の調査〕

近隣自治体の報奨金制度及び令和6年度前期資源物の売却単価を調査した結果を表1、表2に示します。

報奨金単価（表1）

（単位：円/kg）

品目	亀山市	鈴鹿市	津市	四日市市	伊賀市
新聞	4	4	6	5	3
雑誌	4	4	6	5	3
段ボール	4	4	6	5	3
その他紙	4		6	5	
金属類	4				
ペットボトル	4				
ペットボトルキャップ	4				
布類	4	4	6	5	3
びん類	4	4	5.4		
白色トレイ	4				
飲料用缶	7		6		
廃食油	20				
小型家電	20				

令和6年度前期の実績報告に基づく引取単価及び市の資源物売却単価（表2）（単位：円/kg）

	品名	実績報告による業者の引取単価	市資源物売却単価
紙類	新聞	3～6	24.75
	雑誌	3～6	15.4
	段ボール	3～6	19.8
	紙パック	3～6	26.4
	雑がみ	3～6	14.3
金属類	雑鉄	47～49	破碎鉄屑 : 38.5
	雑線	380～420	皮付線 : 385.0
	アルミサッシ	230～260	解体サッシ : 231.0
	スチール缶	5～26	スチール缶 : 33.0
	アルミ缶（バラ）	160～180	破碎アルミ（中） : 187.0
	込銅	1,100	下銅 : 880.0
	バッテリー	5	バッテリー : 55.0
	自転車	17	自転車・農機具 : 41.8
びん類		実績なし	透明びん : 1.0
			茶色びん : 0.5
			その他色びん : ▲5.0
			一升びん : 3.3
布類		実績なし	古着 : 2.2

表1から、亀山市以外の自治体は、古紙、飲料用缶、あきびん類、布類の専ら物となる品目のみを対象としています。

また、表2から、金属類は、集団回収活動団体が直接民間再生資源業者に引取依頼した際も、行政の売却単価と同水準の引取単価となっております。

〔他自治体との比較〕

本市の令和5年度実績における資源物集団回収量に対して、他自治体の報奨金単価に置き換えた場合の比較は、次のようになります。

報奨金支払額の比較（表3）

（単位：円）

品目	回収団体 回収量 (kg)	亀山市	鈴鹿市	津市	四日市市	伊賀市
新聞	64,196	256,784	256,784	385,176	320,980	192,588
雑誌	33,206	132,824	132,824	199,236	166,030	99,618
段ボール	107,980	431,920	431,920	647,880	539,900	323,940
その他紙	650	2,600		3,900	3,250	
金属類	5,577	22,308	22,308			
ペットボトル	1,150	4,600				
ペットボトルキャップ	0	0				
布類	1,340	5,360	5,360	8,040	6,700	4,020
びん類	719	2,876	2,876	3,883		
白色トレイ	5	20				
飲料用缶	150	1,050		900		
廃食油	124	2,480				
小型家電	300	6,000				
加算金		244,794				
合計		1,113,616	852,072	1,249,015	1,036,860	620,166

表3から亀山市の交付額は、加算金を追加していることで、報奨金の単価が同程度の鈴鹿市と比較して、約2割以上の増額となっております。また、単価が高水準の自治体に迫る状況になっています。このことから、加算金の見直しを検討する必要があります。

〔見直し案について〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）、近隣市町の状況等を鑑み、次のように改正します。

1. 対象資源物の見直し

対象とする資源物	：①紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、雑がみ） ②びん類（透明びん、茶色瓶、その他色びん） ③布類（古繊維（衣類を除く））
----------	--

（見直し理由）

- ・ 廃棄物処理法上で専ら物以外を団体が繰り返し収集運搬を行うにあたっては、市の許可を要するため。
 - ・ 金属類は、業者の引取価格が比較的高額であるため。
 - ・ ペットボトル、ペットボトルキャップ、白色トレイ、廃食油、小型家電は専ら物でないため。
 - ・ 布類のうち衣類はマテリアルリサイクルされず、専ら物にならないため。
- ※ 専ら物：再生利用されるという意味で、古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維が該当し、マテリアルリサイクルされる物。

2. 単価の見直し

報奨金単価：4円

（見直し理由）

- ・ 上記、対象資源物の見直しにより、7円の飲料用缶及び20円の廃食油と使用済小型電子機器が対象外となったため。

3. 加算金の見直し

加算金：廃止

（見直し理由）

- ・ 現在の報奨金には、①センターへ直接搬入した場合による加算金、②年間回収量による加算金、③前年度比による加算金。の3種が加算金として設定されているが、回収団体数や回収量の減少及び市の財政状況や他自治体の制度状況を踏まえたことによる。
- ・ 前回の見直しにより、センター搬入を推進した計画から市民団体が直接民間再生資源業者に引渡しする活動へ移行するため。

4. 実績報告書の提出期間見直し

報告書提出期間：年2回

（見直し理由）

- ・ 事務手続きを簡素化するため

〔見直し内容の比較〕

1. 対象資源物

現在		見直し
紙類、布類、金属類、ビン類、ペットボトル、ペットボトルのキャップ、白色の発砲スチロール製食品用トレイ、飲料缶、廃食油、使用済小型電子機器	⇒	新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ、茶色びん、無色透明びん、その他色びん、古繊維（衣類除く）

2. 報奨金

品目	現在	見直し
紙類	4円	4円
布類（古繊維）	4円	4円
布類（衣類）	4円	対象外
金属類	4円	対象外
びん類	4円	4円
ペットボトル	4円	対象外
ペットボトルキャップ	4円	対象外
白色の発砲スチロール製食品トレイ	4円	対象外
飲料缶（センター搬入のみ）	7円	対象外
廃食油（センター搬入のみ）	20円	対象外
使用済み小型電子機器（センター搬入のみ）	20円	対象外

3. 加算金

	現在		見直し
センター搬入	紙類、金属類ペットボトル及びペットボトルのふたを総合環境センターへ直接搬入した場合は、1キログラム当たり3円を乗じる。	⇒	無し
年間回収量	年間の回収量に応じて、4段階の金額が設定（1万円、3万円、5万円、10万円）		
前年度対比	年間回収量が前年度と比べて5パーセント以上増加した場合、増加した回収量1キログラム当たり3円を乗じる。		

4. 報告書提出期間

現在		見直し
4半期 それぞれ対応した区分	⇒	前期・後期 それぞれ対応した区分

〔参考〕

令和5年度における亀山市資源物集団回収活動団体の回収実績と報奨金額を見直した場合の比較は次のようになります。

令和5年度の資源回収実績で見直した場合の回収量実績と報奨金額（表4）

品目	回収量 (kg)		報奨金額 (円)	
	現在	見直し	現在	見直し
新聞	64,196	64,196	256,784	256,784
雑誌	33,206	33,206	132,824	132,824
段ボール	107,980	107,980	431,920	431,920
その他紙	650	650	2,600	2,600
金属類	5,577		22,308	
ペットボトル	1,150		4,600	
ペットボトルキャップ				
布類	1,340	1,340	5,360	5,360
びん類	719	719	2,876	2,876
白色トレイ	5		20	
飲料用缶	150		1,050	
廃食油	124		2,480	
小型家電	300		6,000	
合計	215,397	208,091	868,822	832,364
加算金			244,794	
報奨金支払額			1,113,616	832,364